

公益財団法人島根県スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人島根県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツの振興に関する事業を行い、県民の体力向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯スポーツの普及を支援し地域スポーツの振興を図ること。
- (2) 研修会、講習会等においてスポーツ指導者を養成すること。
- (3) スポーツ少年団をはじめ青少年スポーツを育成すること。
- (4) 体育・スポーツの普及・振興に功績のあった個人・団体を顕彰すること。
- (5) 競技スポーツの普及や競技力の維持向上を図ること。
- (6) 国民スポーツ大会にかかる選手・役員の派遣等諸事業を実施すること。
- (7) スポーツ振興の拠点となる県立スポーツ施設等を活用した県民のスポーツ活動の支援と効率的な管理運営を行うこと。
- (8) その他、この法人の目的達成に必要な事業を行うこと。

2 前項の事業は、島根県内において行うものとする。

第3章 加盟団体等

(加盟団体)

第5条 この法人は、県内におけるこの法人の趣旨に賛同するアマチュアスポーツ競技団体並びに市町村体育・スポーツ協会及び学校体育団体をもって加盟団体とする。

2 前項に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したものの。

(加盟)

第6条 前条の加盟団体となろうとする団体は、理事会の議決を得て加盟することができる。

(加盟団体負担金)

第7条 加盟団体は、評議員会において別に定める負担金を毎年納入する。

(脱退及び退会)

第8条 第5条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会において総理事の過半数の同意を得なければならない。

2 この法人は、加盟団体が加盟団体として不適当と認められたときは、理事会において総理事の3分の2以上の同意を得てこれを退会させることができる。

(加盟、脱退及び退会必要事項)

第9条 前4条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟、脱退及び退会について必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

2 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

(賛助会員)

第10条 この法人の目的に賛同するものは、賛助会員となることができる。

2 賛助会員について必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第11条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第16条 この法人にそれぞれの号の中から評議員65名以上75名以内を置く。

- (1) 加盟団体が推薦するもの
- (2) 理事会が推薦するもの

(選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員はこの法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

（任期）

- 第18条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第19条** 評議員は、無報酬とする。

第6章 評議員会

（構成及び権限）

- 第20条** 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年度1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員等

(役員を設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上35名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち若干名を副会長とする。また、副会長を除き理事の中から1名を専務理事、1名を常務理事、若干名を常任理事とすることができる。

3 前項の副会長のうち1名を理事長とする。理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。また、専務理事及び常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

3 理事長は、理事会の決議により副会長の中から選定する。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

7 理事長、理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添

え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表するとともに、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 常任理事は、専務理事を補佐する。
- 6 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了においても、第29条第1項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときには、解任の決議を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会

において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員にはその職務を行うために要する費用を支給することができる。

(会長等)

第36条 この法人に、任意の機関として、会長1名を置くことができる。

- 2 会長は、理事会において任期を定めた上で選任し、評議員会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 会長は、この法人の業務の決定その他の権限を有しない。
- 4 会長は、儀礼的な行為を行うほか、理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 第30条第2項の副会長は、会長を補佐する。
- 6 会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第37条 この法人に名誉会長、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事会の推薦した者のうちから理事長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与の職務)

第38条 名誉会長は、会議に出席して意見を述べることができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の諮問に応じて参考意見を述べることができる。

第8章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職
- (4) 会長の選任
- (5) 専門委員の選任

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指定した、副会長が理事会を招集し、議長を務める。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知をしなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 島根県スポーツ少年団

(設置)

第46条 この法人に、県内のスポーツ少年団によって構成する島根県スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）を置く。

- 2 スポーツ少年団の組織、運営等については、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

(業務)

第47条 スポーツ少年団は、理事会が別に定めるところにより、第4条第1項第3号の事業、その他これに関連する事業に関して、実施することができる。

第10章 専門委員会

(委員会)

第48条 この法人に理事会の議決を得て、事業遂行のため必要な専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、第4条に掲げられた事項のうち関連ある事項を調査、審議する。
- 3 専門委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は、常任理事をもって充てる。
- 5 副委員長及び委員は、理事及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、理事長が委嘱する。
- 6 専門委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 事務局

(事務局及び職員)

第49条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 3 事務局長、その他の職員は有給とする。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第51条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第14章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、有澤 寛とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げるものとする。
下岡博司
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
原 陽堅 青砥二郎 熊谷二三雄 鈴木恵朗 南波利治 中村征雄 松本 実 江角幸春
山蔭 栄 西村 覚 成瀬道明 深田知群 寺本育夫 吉野勝雄 桐原祥修 吉田明弘
小櫻和裕 足立 豊 二上範夫 梶田郁宗 井原智延 牛尾紀美子 大地本一到 高木弘伸
伊藤勝三 小笠原孝雄 原 薫 郷原健一郎 土井正人 森江和吉 高尾雄治 川島達也
福田省二 伊藤寛明 安田昭憲 浜渦宣男 飯塚 彰 吉岡伸義 昌子 裕 山崎寿久
石飛厚志 渡部紀美 木谷健一 母里 充 野島辰彦 多久 博 松浦克司 米谷義憲
白枝淳一 岡崎恭三 山崎延之 吉村憲治 高橋伝二郎 石飛 啓 元山貴光 信藤光國
青木和昭 遠藤勝之 池田宗雄 藤井茂治 山吹 薫 中村嘉孝 保野昌和 篠木辰尊
矢田辰夫 川本恵美 野津浩一 松本泰治 大島 淳
- 6 平成27年6月16日一部改定
(第16条、第17条、第24条、第40条)
- 7 令和元年6月12日一部改定
(第29条、第31条、第45条)
- 8 令和4年4月1日一部改定
(第1条、第5条)
- 9 令和6年6月10日一部改定
(第4条)